

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について

2026年3月10日

産業保安・安全グループガス安全室

1. 液化石油ガス安全高度化計画2030について

- 今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、指定都市、L Pガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化 ・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・L Pガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用

● スマート保安の推進

- ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
- ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

基本的方向

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・強化
- ③ 事業者等の保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

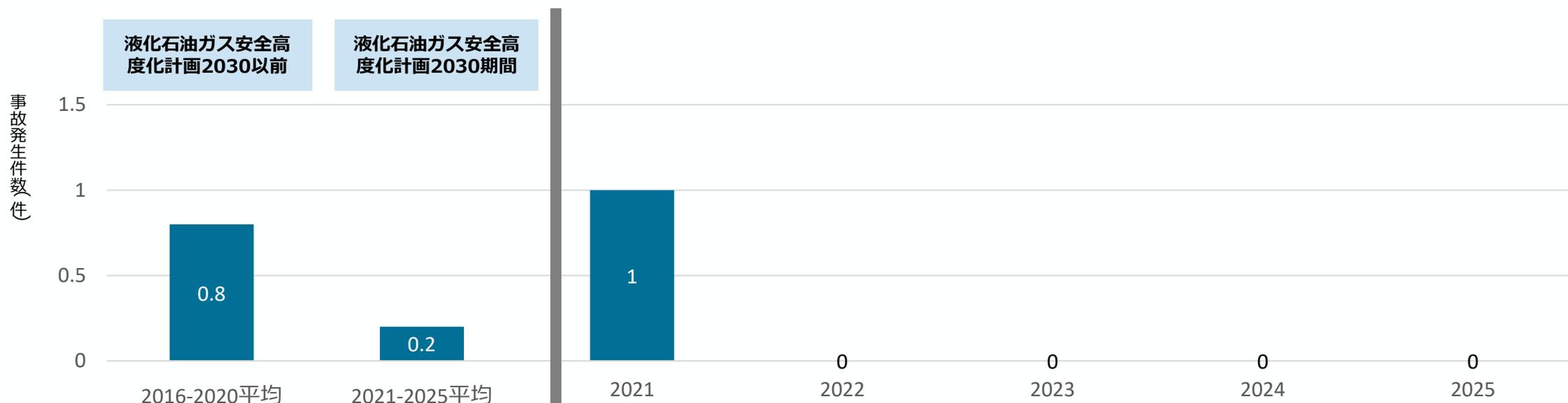
安全高度化指標

2030年時点〔件/年〕			
全体	死亡事故		0~1件未満
	人身事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		人身事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		人身事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		人身事故	4件未満

2. 液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス安全高度化計画2030の期間中における重大事故（B級以上）の発生状況を見ると、2021年に1件の発生があったものの、その後2025年までの間に新たな重大事故は生じていない。

重大事故件数の推移



<備考>

● A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が高い（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。

● B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの、⑤その他、産業保安分野ごとに定める「実施細目」で規定するもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が高い（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

3. 事故発生状況と安全高度化指標との比較

- 全体での死亡事故及び人身事故について、死亡事故は安全高度化指標を下回り、人身事故は安全高度化指標を上回る。
- 死亡事故について、②起因者別でその他、③場所別で住宅での発生がほぼ指標と同じである。一方、人身事故については、①販売形態別で質量販売、②起因者別で消費者及びその他、③場所別で業務用施設での発生が指標を上回る。

			安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	安全高度化計画実施期間 (2021-2025の事故発生状況 [件/年])	安全高度化計画指標との比較	2025年事故発生状況 [件/年]
全体	死亡事故		0~1件未満	0.2件	指標を下回る	0件
	人身事故		25件未満	25.2件	指標を上回る	28件
①販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0.2件	指標を下回る	0件
		人身事故	22件未満	20.4件	指標を下回る	23件
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0件	指標を下回る	0件
		人身事故	3件未満	4.8件	指標を上回る	5件
②起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0件	指標を下回る	0件
		人身事故	15件未満	16.8件	指標を上回る	20件
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0件	指標を下回る	0件
		人身事故	5件未満	4.2件	指標を下回る	2件
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0.2件	ほぼ指標と同じ	0件
		人身事故	5件未満	5.8件	指標を上回る	6件
③場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0.2件	ほぼ指標と同じ	0件
		人身事故	10件未満	7.6件	指標を下回る	7件
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0件	指標を下回る	0件
		人身事故	11件未満	14.2件	指標を上回る	18件
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0件	指標を下回る	0件
		人身事故	4件未満	3.4件	指標を下回る	3件

(注1) 起因者別の事故件数は、「消費者及び事業者」が起因となった場合は、「消費者及び事業者」それぞれにカウントしているため、全体人身事故件数とは一致しない。

(注2) 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。(注3) 人身事故件数には死亡事故件数を含まない。

4. 高度化目標達成に向けたアクションプランの各項目

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	▶ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	L P ガス事業者、国、第三者機関
			▶ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	L P ガス事業者
			▶ 安全型機器及び設備の開発普及	L P ガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	▶ 安全な消費機器等の普及促進	L P ガス事業者、国、関係事業者
			▶ 周知等による保安意識の向上	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市、第三者機関
			▶ 誤開放防止対策の推進	L P ガス事業者
			▶ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市、関係事業者
	販売事業者起因事故対策	設備対策	▶ 消費設備調査の高度化	L P ガス事業者
			▶ リコール対象品等への対応	L P ガス事業者、国、関係事業者
			▶ 供給管・配管の事故防止対策	L P ガス事業者
		その他事故防止対策	▶ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	L P ガス事業者
			▶ 軒先容器の適切な管理	L P ガス事業者
			▶ 他工事事故防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	▶ 質量販売に係る事故防止対策	L P ガス事業者	
		▶ バルク貯槽等の告示検査対応	L P ガス事業者	
		▶ 災害に備えた体制構築	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市	
		▶ 迅速な情報把握	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市	
		▶ 容器の転倒・流出防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市、関係事業者	
保安基盤	保安管理体制	▶ 雪害事故防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、指定都市	
		▶ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	L P ガス事業者	
		▶ L P ガス販売事業者等の義務の再確認等	L P ガス事業者	
		▶ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	L P ガス事業者、国、第三者機関、	
	スマート保安の推進	▶ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
		▶ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	L P ガス事業者、国、第三者機関、関係事業者	
		▶ その他のスマート保安に関するアクションプラン	L P ガス事業者、国	

5. 消費者起因事故対策 CO中毒事故防止対策

L Pガス安全高度化計画

CO中毒
事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発の強化

業務用換気警報器・
CO警報器の設置促進

安全型機器及び設備の
開発普及

CO中毒事故連絡会議、関係省庁等への要請

- 2025年9月9日、第16回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁消費者安全課

総務省 消防庁予防課

文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課、産業教育振興室、

厚生労働省 健康・生活衛生局生活衛生課

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

厚生労働省 医政局地域医療計画課、総務課、医療経営支援課

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、食品製造課

国土交通省 観光庁観光産業課

経済産業省 製造産業局産業機械課、生活製品課

経済産業省 商務・サービスグループ消費・流通政策課

経済産業省 産業保安・安全グループ製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

- 2025年10月10日、関係省庁に対し、「食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について」の要請文書を発出。食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、当省から関係機関及び関係団体に対し、消費設備使用時の措置について注意喚起を行うよう要請。

6. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 1/2

L P ガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

一般消費者等への注意喚起

【国】

- 一般消費者等に対して、ガスの安全な使用等に関する広報活動を実施。
- CO中毒事故防止については、主に、換気（給気・排気）、設備の正しい使用、点検・メンテナンス、CO警報器設置等に関する周知を下記手法により展開。

1. リフレット等による広報（リフレットはHPに掲載）

- ・ ガス機器使用時の換気、ガス機器の正しい使用方法、ガス機器の清掃・定期メンテナンス、警報器の設置等
- ・ 令和6年度委託事業において、質量販売されたLPガスを安全に使用するための動画・リフレットを作成し、経済産業省HPに掲載。

2. ホームページによる広報

- ・ 経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」（都市ガス、LPガス）を掲載。ガスを安全に利用するためポイントや、災害時等の緊急時における対処方法など、消費者に対してガスの安全な使用について情報を提供。

3. その他の方法による広報

- ・ 政府広報
- ・ メルマガ等（食品衛生責任者向け周知の例）
- ・ イベントへの出展（こども霞が関見学デー 現地出展：2025/8/6-7）
- ・ Xを活用したガス安全広報の開始

【都道府県・指定都市】

- 他工事によるLPG漏洩事故事例の紹介、LPGの危険性やCO中毒の注意喚起、ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等を目的に作成した動画を一般市民向けにWEB配信（堺市）
- 一般社団法人岡山県LPガス協会に委託し、消費者を対象に保安教室を実施（岡山県）等

6. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 2/2

LPガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動

【国】

- ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、CO中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。
- 近畿支部：近畿液化ガス保安協議会主催の保安連絡会議及び業務主任者講習会における講演において周知。また、10月のLPガス消費者保安月間にあわせてHP、Xで周知を実施。
- 中国監督部：庁舎内通路や応接スペースにおいて注意喚起ポスターを掲示して周知を実施。

【都道府県・指定都市】

- 川崎市：当局所管課から各消防署に対し、立入検査等の機会を捉え、リーフレットを活用した注意喚起を積極的に行うよう依頼
- 長野県：「液化石油ガス安全高度化計画2030（長野県版）」により、職員が長野県内10会場で事業者従業員379名に内容の説明を実施。
- 富山県：（一社）富山県エルピーガス協会主催の保安講習会（計4回開催）、事業者主催の勉強会での周知・啓発、協会から会員事業者向けの文書・チラシなどを通じて、特に、業務用ガス警報器の確実な設置やガスメーター連動遮断を促進。
- 香川県：ガス警報器の有効性と適切な設置について、SNSにより県民に対する周知を実施。
- 札幌市、岩手県、埼玉県、神奈川県、京都市、広島市、愛媛県、宮崎県、鹿児島県等：庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発を実施。
等

7. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策 1/2

L Pガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事故防止対策

質量販売に係る事故
防止対策

バルク貯槽等の告示
検査対応

他工事事故防止対策

【国】

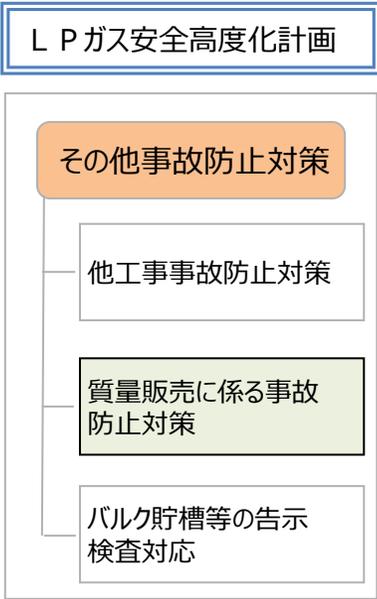
2026年3月3日付けで、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会をするとともに必要に応じて立会いを求めること、ガス管が埋設されている付近では火気や電動工具の使用を避けて特に慎重に手掘り等で作業すること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡すること等を要請。産業保安監督部等から関係機関に対し、他工事事故防止のための周知を実施中。



【都道府県・指定都市】

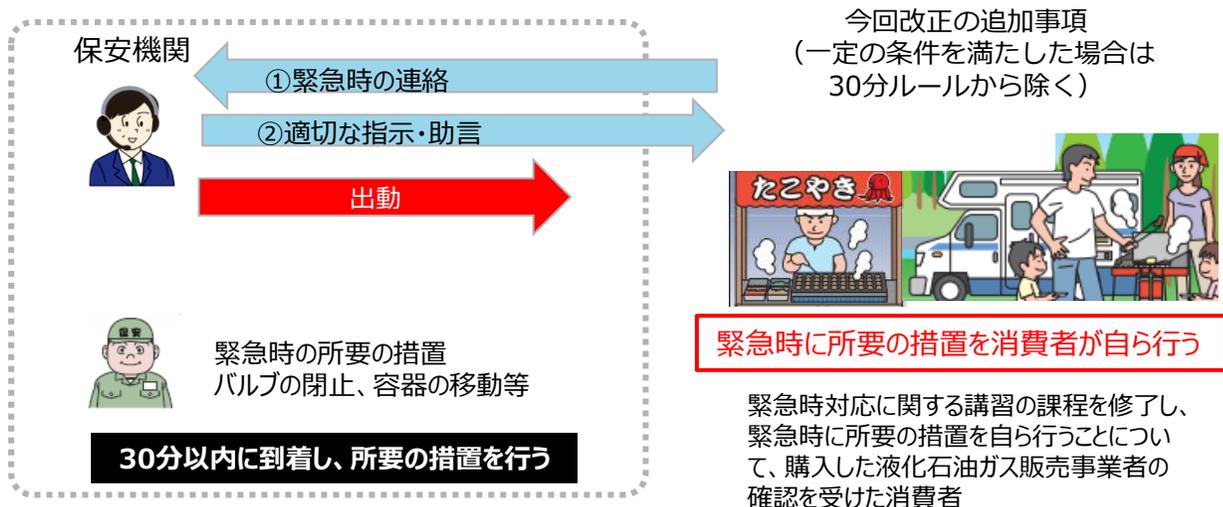
- 立入検査時に事業者へ、建物所有者など一般消費者等へ、他工事に起因する事故及び技術上の基準不適合の防止について、周知等の機会を捉え注意喚起を行うよう要請(札幌市)
- L Pガス販売事業者向けの保安講習会において、過去の事故事例や、その防止策について説明(福島県)
- L Pガス販売事業者への立入検査や高圧ガス保安大会時に、県内の事故状況等を説明し、一般消費者等への周知の徹底や工事への立会い等の適切な対応を求めた(栃木県) 等

7. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策 2/2



質量販売に係る制度改正

- 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、質量販売されたLPガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、LPガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）^(注)の対象から除くことを可能とした。
- 2023年1月より質量販売緊急時対応講習を開始し、現在、同講習の実施者は、イーエルジー（株）、（公社）千葉県LPガス協会、富士瓦斯（株）及び名古屋プロパン瓦斯（株）の4者。一般消費者等の受講ニーズに応じて、WEB講習、対面講習及び出張講習を実施。
- 2025年6月、通達を一部改正し、消防機関が講習実施機関として消防職員に対する講習を実施可能にすることで、同職員のLP保安の知識・知見を確保しつつ、本制度の下で同職員を30分ルールの対象から除いた。



(注) 30分ルール

- 1980年の静岡駅前地下街の爆発事故を契機に、液化石油ガス法において、LPガス販売事業者等に対し、緊急時対応として、一般消費者等の消費設備等には原則として30分以内に到着し、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のための所要の措置を行うことができる体制の確保を求めたもの。

質量販売緊急時対応講習

科目
<input type="checkbox"/> 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
<input type="checkbox"/> 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
<input type="checkbox"/> 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
<input type="checkbox"/> 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
 生年月日 ○年○月○日
 修了年月日 ○年○月○日
 修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日まで有効

○年○月○日

講習実施機関名

講習実施機関の印

8. 自然災害対策（水害）

L Pガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

雪害事故防止対策

水害対策等

- L Pガス安全委員会において消費者向けリーフレット（水害時対応L Pガス保安ガイド）を配布。
- 浸水のおそれのある地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）において、1 m以上の浸水が想定されている地域）においては、2024年6月1日までに充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずることとした。
- 2024年度立入検査の重点事項「容器等の流出防止措置の対応状況」を2025年度は「貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況」に統合し、実施状況の確認を行った。

水害時対応LPガス保安ガイド

警戒レベル4
避難指示で必ず避難

安全・安心にお使いいただくために

警戒レベルと避難情報

5	緊急安全確保	災害発生または切迫	避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。
4	避難指示	災害のおそれが高い	避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	避難指示が出る前か、高齢者や障害のある人は警戒レベル3で「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。
2	大雨・洪水・高潮注意報	災害発生のおそれあり	
1	早期注意情報	災害発生のおそれあり	

「避難」には4つの行動があります。普段からどう行動するか決めておきましょう！

- 行政が指定した避難場所への立退き避難
- 安全なホテル・旅館への立退き避難
- 安全な親戚・知人宅への立退き避難
- 屋内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

LPガス安全委員会ホームページで詳しい情報を知ることができます。http://www.lpg.or.jp/ LPガス安全委員会

LPガス緊急時の連絡先	LPガス販売店名
連絡先 電話 緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

避難するときは

- 器具類、ガスの元栓、メーターガス栓および機器パルプをすべて固めてください。
- 日頃からLPガス設備の場所を確認しておきましょう。

ガス元栓、メーターガス栓、機器パルプ

LPガス容器は

- 倒れたり流されたりしないよう、固定されているか確認してください。
- LPガス容器、パルプ、配管等に亀裂で損傷された物が当たらないよう対策してください。
- 浸水の恐れのある地域においては、これらの二重対策によるLPガス供給の停止対策が実施されています。浸水が予想される場合はLPガス設備を避難させてください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は、みだりに触れたり移動しないでください。火災は発生しないようご注意ください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は、警察のLPガス係、消防または警察の外部に記録された所有者へ連絡してください。

LPガス容器は、必ず「LPガス安全委員会」のマークが貼られています。必ずご確認ください。

避難所での注意

LPガス販売店、避難所の管理者の指示を守ってください。燃焼器具の使用は換気方法を間違えるとガスが漏れやすくなる場合があります。自身で作業はせず、LPガス販売店、避難所の管理者へ相談してください。

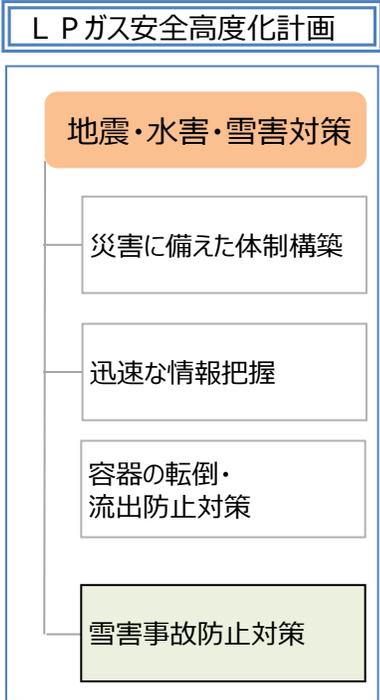
帰宅後は 被害にあった場合は点検を受けるまでガスは使用できません！必ず「緊急時連絡先」が「LPガス販売店」に連絡してください。

- ガスメーター、調整器、供給管等のLPガス設備およびガス器具が浸水した場合は、必ずガス会社でも必ず点検を受ける必要があります。浸水した場合は、浸水している恐れがあります。
- 給湯器が浸水した場合は、使用はせず販売店またはメーカーに点検を依頼してください。

LPガス設備の点検、高圧にさらされた点検、電気点検

水害後は様々な異いが発生し、ガスの臭いに気づかない場合があります。LPガス設備の周辺では絶対に火気を使用しないでください。

9. 自然災害対策（雪害）



雪害対策等

- 落雪や雪下ろし、除雪による雪の影響で、調整器、ガスメータ周辺の配管等が損傷し、ガスが漏えいする事故の注意喚起を行うため、経済産業省HPにおいて消費者向けリーフレットを掲載。
- また、2023年度、委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域ごとの特性が明らかになった。この成果を災害予見性マップにまとめ、経済産業省HPで公表した。
- 経済産業省Xによる広報、周知として、雪害事故への注意喚起を行った。



図 消費者向けリーフレット

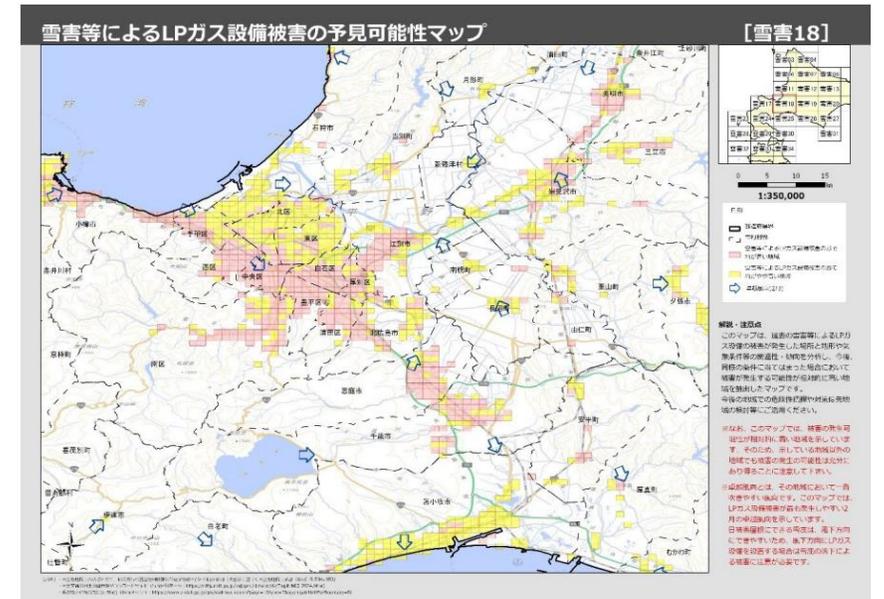


図 雪害等によるLPガス設備被害の予見可能性マップ

10. 自然災害対策（地震・水害・雪害）

L Pガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

迅速な情報把握

容器の転倒・
流出防止対策

雪害事故防止対策

自然災害対策についての都道府県・指定都市による周知・啓発活動

1. 災害に備えた体制構築

- 山形県 L P ガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会が参加した災害時の L P ガスの漏えい対応訓練等を盛り込んだ、山形県・酒田市合同総合防災訓練を実施（山形県）
- 県主催で毎年実施している地震防災訓練の一環として、L P ガス事業者によるライフライン応急復旧訓練を実施（山梨県）

2. 迅速な情報把握

- 岐阜県 L P ガス協会主催講習会（調査実務講習：7回、保安教育講習：7回予定）で、県内保安機関へ周知・啓発を実施。協会開催の県中核充填所等稼働訓練に参加し、災害時の情報伝達方法や L P ガスの供給について確認（岐阜県）
- トカラ列島群発地震の際、直接販売店に被害状況等の確認を実施し、被害発生時の迅速な情報提供を依頼（鹿児島県）

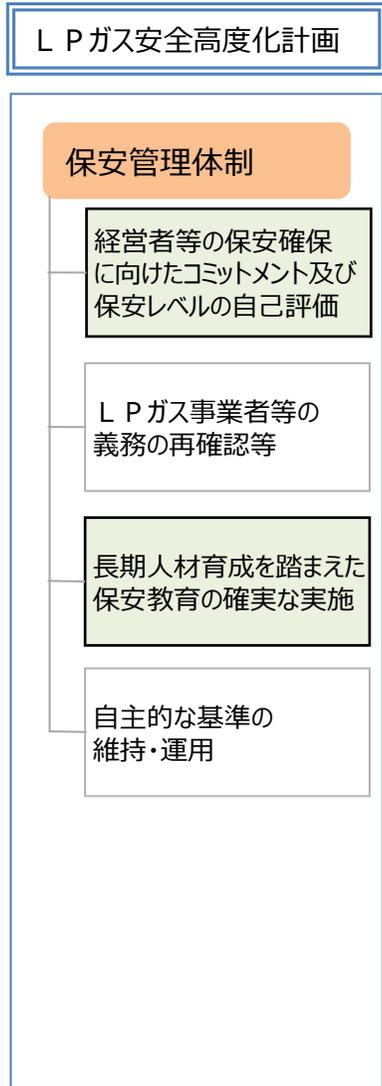
3. 容器の転倒・流出防止対策

- L P ガス事業者への立入検査時、転倒・流出防止対策の進捗状況を確認、対象地域で未措置の場合、対応するよう指導。協会主催の L P ガス事業者向け保安講習会（年2回）で、市内における浸水ハザードマップ等の周知を実施（札幌市）
- 容器流出防止措置の実施率が低い事業所を令和7年度立入検査対象として優先的に選定し、未措置の販売事業者に対し是正指導を実施（川崎市）

4. 雪害事故防止対策

- 立入検査の際、雪害事故防止対策について周知（北海道）
- ガス販売事業者等立入検査時に、積雪時の事故防止対策について確認するとともにガスメーター等が凍結しないよう供給設備の設置場所を変更することや落雷等によるガス設備の被害予防に注意するよう周知を実施（岩手県）

1.1. 保安基盤 保安管理体制



技術総括・保安審議官表彰等（自主保安活動の推進）

- 2025年10月23日、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施。
- 全国のLPガス販売事業者等が、自主保安活動自己診断チェックシートの各項目（保安方針、保安管理体制、保安業務、自然災害対策）により事業所単位で、自主保安活動を評価。
- 顕著な功績を挙げた販売事業者等に対し、厳正な審査を経た上で候補者を選定。毎年10月（LPガス消費者保安月間）の「LPガス消費者保安推進大会」（LPガス安全委員会）において各表彰を実施。

2025年度受賞者数

<液化石油ガス消費者保安功績者表彰>

- ・技術総括・保安審議官優秀表彰 3者
- ・技術総括・保安審議官優良表彰 12者

- ・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰 18者
- ・LPガス安全委員会会長表彰 16者
- ・LPガス安全委員会会長特別顕彰 1者
- ・LPガス安全委員会会長特別表彰 22者

- ・ガス警報器工業会リメイク運動表彰 20者

2025年度表彰ロゴ



※ 受賞者の推薦は毎年7月上旬までに本省所管事業者の場合は日本液化石油ガス協議会に、経済産業局・産業保安監督部所管事業者の場合は地域液協に、都道府県又は指定都市所管事業者の場合は都道府県LPガス協会に申告書を提出することで行う。

(参考) LPガス消費者保安月間

毎年10月は「LPガス消費者保安月間」です ～正しく使おう、Life Power！ LPガス～

1. 期間：2025年10月1日(水曜日)～31日(金曜日)

2. 実施重点項目

(1)業務用厨房での事故防止

業務用消費者に対して、一酸化炭素（CO）中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対して業務用換気警報器の設置を促進すること。

(2)一般消費者等への周知

一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策（CO警報器の設置等）、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。

(3)他工事事故の防止

供給管・配管の事故防止対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと。

(4)高齢者等への保安啓発

高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

(5)災害時への備え

災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、最新の「LPガス災害対策マニュアル」に基づいた事前の備え・取組を着実に実施すること。

3. 実施事項

(1)液化石油ガス消費者保安功績者表彰の実施

(2)LPガス安全委員会に対して、以下の事業の実施を通じた保安啓発活動の協力を要請

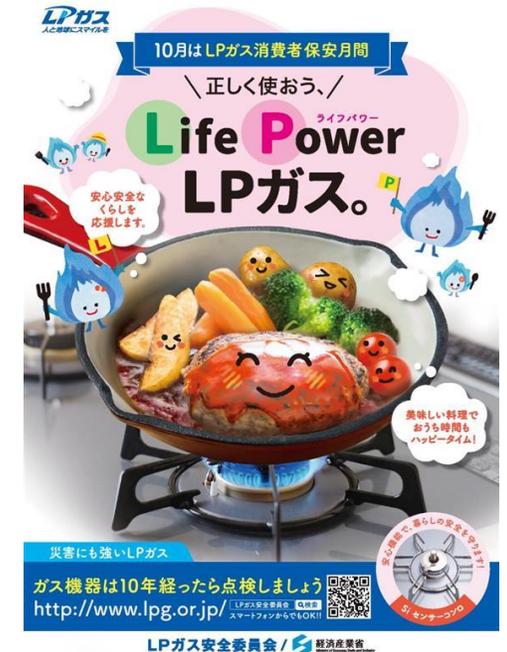
- ① 業務用LPガス保安ガイド・業務用施設の保安啓発シールの印刷・配布
- ② 家庭用LPガス保安ガイドの印刷・配布
- ③ 地震時対応LPガス保安ガイドの印刷・配布
- ④ 水害時対応保安ガイドの印刷・配布
- ⑤ 他工事事故対応保安ガイドの印刷・配布
- ⑥ 保安啓発チラシの印刷・配布
- ⑦ 保安啓発ポスターの印刷・配布
- ⑧ LPガス安全委員会ホームページを通じた情報提供

(3)各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、各地域でのイベント等の実施、協力を要請

(4)LPガス販売事業者等に対して、下記を目的とした各種保安活動の実施について協力を要請

- ① 安全装置付き器具への交換促進
- ② 空き部屋等も含めたリフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認
- ③ 集中監視システムの普及促進
- ④ LPガス販売事業者が行う保安業務の内容及び周知
- ⑤ 消費者が行うLPガス設備の維持管理項目及び方法の周知

(5)上記のほか、各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。



1 2. 保安基盤 保安管理体制 人材育成 1/2

L P ガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L P ガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

行政機関向け講習等（体制構築）

- 液化石油ガス法が改正され（2023年4月1日施行）、都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）が、政令指定都市の長に移譲された。
- 毎年開催の行政機関向け「液化石油ガス法研修」に加え、都道府県・政令指定都市を含む自治体、産業保安監督部及び経済産業省本省の実務担当者による地域別のブロック会議を開催し、法執行面に係る情報交換を実施。

1. 液化石油ガス法研修（毎年実施。監督部、都道府県、政令指定都市等が対象。）

- 2025年11月18日～21日対面・オンライン開催。2026年度も実施予定。

<講習の概要>	内容	講師	参加者
液化石油ガス法研修 （毎年開催）	最近のL P 行政動向、最近の事故動向、法手続、販売・保安業務の実態、供給・消費設備等～知識・力量の向上	経産省、団体、民間企業（販売事業者、メーカー）	監督部、都道府県、政令指定都市、その他自治体

2. 液化石油ガス法ブロック会議（毎年実施。産業保安監督部毎に、自治体の担当者が集まり意見交換。）

- 北海道・東北：2025年7月30日開催
- 関東：2026年1月29日開催
- 中部：2025年9月11日開催
- 近畿：2025年7月30日開催
- 中国・四国：2025年7月14日開催
- 九州・沖縄：2025年11月6日開催

1 2. 保安基盤 保安管理体制 人材育成 2/2

L Pガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L Pガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

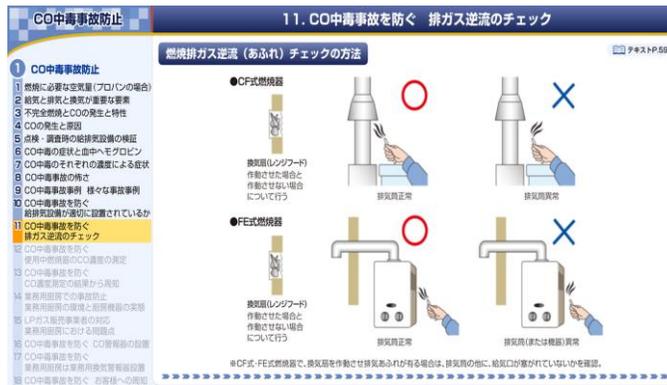
自主的な基準の
維持・運用

販売事業者等向け講習

- 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、2025年8～10月、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習を実施。また、小規模事業者を対象に、保安業務等の個別指導も実施し、あわせて約3,000人受講。
- 2024年3月、保安業務ガイドについて、デジタル原則に伴う制度改正等の情報を加えて改訂し、経産省Webに掲載済。

eラーニング（4テーマ）

「法令指導」（販売事業等）、「保安業務指導」
「CO中毒事故防止」、「LPガス災害対策」



eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



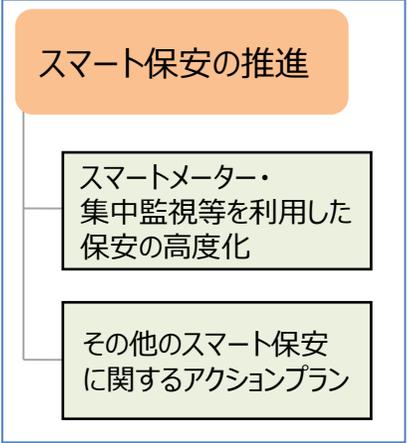
保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2023年度改訂版を掲載済

（参考）eラーニング講習の評価

- 今年度に行った講習において、終了後アンケート調査を行ったところ、「大変参考になった」、「参考になった」が9割以上を占め、内容について評価されている。

1 3. 保安基盤 スマート保安の推進

L Pガス安全高度化計画



認定液化石油ガス販売事業者制度

- 認定液化石油ガス販売事業者数は2003年頃から減少傾向であったが、低電力・広範囲・ローコストのLPWA（Low Power Wide Area）による集中監視システムの普及等を背景に、最近では第一号、第二号、共に増加。2024年末には第1号452者、第2号120者となっている。
- 認定販売事業者制度をより普及させる観点から、認定液化石油ガス販売事業者及びその従業員が使用できるエンブレムを作成し、2019年4月より経済産業省HPにおいて配布の案内を掲載。

認定販売事業者数の推移

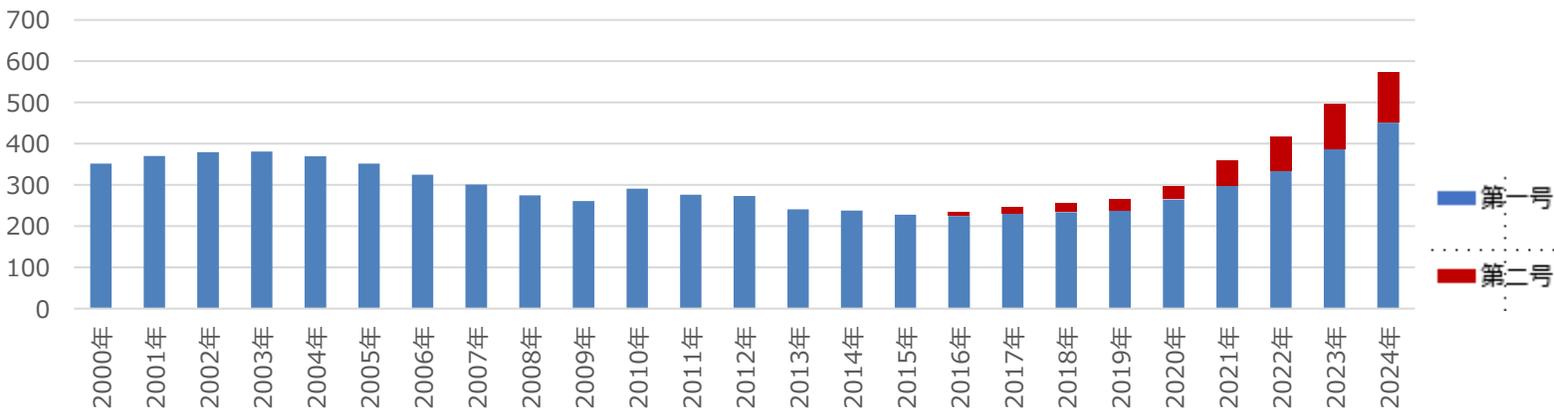


図 認定液化石油ガス販売事業者のエンブレム

(注)
 ・第一号：ゴールド保安認定事業者（第一号認定LPガス販売事業者）、2016年4月より運用開始。上記推移のグラフは、2015年以前の認定液化石油ガス販売事業者について、第一号認定を受けたものとみなして作成。
 ・第二号：保安認定事業者（第二号認定LPガス販売事業者）
 ・認定液化石油ガス販売事業者制度は平成9年(1997年)4月から開始しているが、制度開始当初は事業者数を集計しておらず、2001年3月から集計を開始している。
 ・第二号認定制度は2016年4月より運用開始。
 ・2001年～2018年は当該年度末の集計。2019年以降は当該年末の集計。